

富士見町内に**森林**を所有している方へ



山へ行こう事業補助金について



山へ行こう事業補助金とは？

- 町内の山林において、下草刈り等の森林保育作業を行う場合に、作業を行った面積に応じて交付される補助金です。

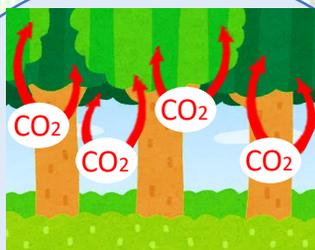
森林整備作業を行うことで得られる効果



シカやサルなどの有害鳥獣が居つきにくくなり、周囲の作物等への被害が減ります



管理がされずに荒廃していた森林が...



森林が持つCO₂の吸収効果が高まり、環境により良い森林になります



公益的機能の向上や、良好な景観が形成され「安全で綺麗」な森林になります

11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



15 陸の豊かさも守ろう



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

地球環境を守り、**私たちの生活**を守るために

未来につながる**森林**を育てていきましょう

事業の詳細は裏面へ





へ行こう事業補助金 - 事業の詳細 -



補助金申請手続きの流れ

補助金交付申請書の提出

添付書類
・位置図 ・閲覧承諾書

審査

※必ず作業の実施前に申請が必要です

交付決定

補助金交付決定通知書発行

作業の実施

実績報告書の提出

添付書類
・作業後の写真

実績の確認

補助金交付

※1度補助金交付を受けた箇所は、翌々年度以降に再度補助金交付を受けられるようになります

補助金交付要綱

交付対象者

- ・町内に山林を所有する個人、財産区、区及び集落組合

交付要件

- ・所有する山林において、下草刈り等の森林保育作業を行うもの

補助率等

- ・1,000㎡当たり10,000円以内
ただし、財産区、区及び集落組合が実施する事業については10万円を上限とする

資格要件

- ・富士見町が賦課する町税及び料金の滞納がないこと

整備された森林



—— 山へ行こう事業補助金に関する問い合わせは ——

長野県富士見町役場 産業課 農林保全係

TEL : 0266-62-9222

FAX : 0266-62-4481